

ていただいた上で、改めて質問をしたいと思っております。一応、きょうは、このことは資料提出だけお願いしたいんですが、どうですか。雞知保育所のだけやないでいいんですけど、保育所の先生方の勤務実績表で結構です。出せるか出せないか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 担当部長のほうに答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） その勤務実績表の件につきましては、また課内で協議して、出せるものでしたらお示ししたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） そういうことで、今、部長のほうから約束いただきましたので、勤務表をいただいた上で、また詳しくこのことは職員の採用とか勤務条件等については、改めて尋ねたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております13番議員の小宮教義でございます。きょうは昼から1番ということで、眠とうございましょうけども、私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうですか、この経済大国第2位になったこの中国の動き、今、ベトナム、そしてフィリピンが領海と主張する東シナ海、ここに一方的に侵入をして、そしてサンゴ礁を埋め立てて、3,000メートル級の滑走路をつくったわけです。これに対して、寂しいことか、アメリカは何も言わない。アメリカは、世界の警察官と言われておりました。その力はどこに行ったのか。本来のアメリカの力を再度取り戻していただきたいと思っております。

最近うれしい話が1つございまして、今月の17日に公職選挙法の改正案が成立をいたしました。これは70年ぶりだそうでございます。そして、18歳から選挙に参加できるようになったわけでございます。18歳というと、もう高校3年生は18歳になるわけですが、このような若

い世代の意見がこれからどのように生かされるかということでございます。これは、施行が来年の夏の参議院選挙からだそうでございます。楽しみにしております。

今、国会では、今国会中でございますけれども、第189回国会でございますが、この国会で、安全保障関連法案、これは自衛隊法をはじめ、現行の法の改正、これが10本、10議案です。そして、新たにつくる法律、恒久法でございますが、国際平和支援法の1本、1案です。トータルで11の議案が今審議をされておられます。報道では、いつもやっておりますけれども、日本の有名な憲法学者3名の方が、集団的自衛権の行使は憲法違反だという話をされておられます。日本も戦後70年を迎えております。国際的にも大変な変化を遂げております。やはり、これからは新しい国際秩序の構築、これが必要ではなかろうかと思えます。

それにしても、今回のこの法案、なかなか国民にはわかりづらうございます。幸いなことに、国会も9月いっぱい、下旬までになったそうでございますので、やはりここは、政府としても国民にわかりやすく、丁寧に説明をしていただきたいと思えます。

安保法も大事でございますけれども、この私どもの対馬、やはり国境離島新法これもまた大事でございます。この新法につきましては、市長のほうの行政報告にもございましたが、今国会に提案の見込みができたということでございます。このすばらしい国境離島新法、この制定に当たっては、並々ならぬ御尽力を賜りました谷川代議士にただただ感謝を申し上げる次第でございます。

この対馬でございますけれども、先月でしたか、大阪都構想ということで、住民投票がなされました。そして、この大阪、橋下市長は、私どもの財部市長とは親交があるようでございます。たしか、5年ほど前ですか、定額給付金の差し押さえ問題で、この橋下氏から、その政策は愚策だというコメントをいただいた経緯がございます。この橋下氏が、自分の選挙公約の大阪都構想、これがだめになったんだということで、自分の任期が終わるこの12月をもってその職を辞すという話をしておられます。はいたつばは飲み込めない、これは当然でございます。もっともだと思えます。

では、この対馬はどうなのか。市長の最大の選挙公約であったいづはら病院跡地にケアミックス型の病院をつくるんだという公約をされましたが、これはできていない。やはり、大阪市長のように、選挙公約がだめだったんだから、たしか任期は来年の3月でございます。多分、3月にその職を辞すと思えますが、いかがでありましょうか。この点についてもお尋ねをいたします。

質問に入る前に、市民の声を久方ぶりにいただいておりますので、この市民の声を3名の方からいただいておりますので、皆様にお伝えをしたいと思います。

これは、入江議員のほうからも話があったおりましたこの病院開院式ですか、5月9日の会場に出席をされた2名の方のお話でございます。

まず1人目です。よろしいですか。

私は、5月9日に式典に参加をさせていただいた者です。中村知事の挨拶の途中で、急に市長が大事な会場を出ていかれましたが、急に体調が悪くなったのですか。身内に何かあったのではないんですかと心配でたまりません。

というふうな市民の声も届いております。

そして2人目でございますが、同じ内容でございます。

会場で見えていましたが、中村知事の挨拶の後に、副市長が市長の挨拶文を代読されました。5分ぐらいで終わったと思います。代読させるということは、最初から会場を出ていくことを決めていたのですか。大変多忙とは思いますが、なぜ5分ぐらいの時間が待てなかったのですか。来賓といえども、対馬市には大事な新病院ではないですか。関係者に対し、非常識じゃないんですか。常識が通じないようなら、早く市長を辞めてください。

と、こういう市民の声も届いております。

そして、これは市長も話されましたが、これが終わった後に壱岐で決起大会をされました。3時のフェリーで行かれたということですが、そこに出席をされた人の御意見です。対馬の方です。

決起大会後の懇親会には、市長の名前はありましたが、出席されていませんでした。理由は、壱岐の友達と親交を深めるためだとのこと。新法の結成の大事なときです。国会議員も中村知事も出席してあるのに残念です。市長は、対馬市民の代表です。対馬市民に恥をかかせないでください。

というふうな市民の声をお伝えをしておきます。

では、さきに通告しておりました3点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点の市長の公私について。

市長は、昼夜問わず、対馬市民のために奔走をされておられます。市民も非常に感謝をしております。市長の行動の中で、私的行動と、それと公的行動の区分は、区分けはどのようになされておるかということでございます。

2点目は、ふるさと納税についてです。

今は、インターネット関係でもよく皆さん御案内のとおり、ふるさと納税をすると返礼品とございますか、その地域の物産がいただけるわけでございます。やはり、島の振興を図るためには、まず物流が先じゃないかと、物を流すということが大事でございます。市長のお考えですと、考えはないようでございますが、その理由については、昨年12月の小島議員の一般質問でお聞きをしておりますので、こういうふるさと納税を再度見直して、そして実行するのか、しないのか、これはイエスかノーかで、するんだよと、しないんだよというこの2つの返事をお願いをしたい

と思います。

もう一点目が、航空運賃の低廉化事業、これは、ことしの9月、10月、11月ですか、3カ月間にわたって1億円を使って、対馬と福岡の運賃を下げ、そして、その結果をもって国に航空運賃低廉化制度の設置をお願いをするということです、目的は、先ほど申しましたように、今回は、国境離島新法が今国会で提案をされるということでございます。国境離島新法ができるんだから、あえてこのモデル事業、1億円も使うんですから、モデル事業の必要性はないんじゃないかと、法律ができるんですから。という3点でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の質問に答えたいと思います。

1点目の通告に従い、まず、市長の公と私の公私について、公的と私的の区分はどのようにしているのかというふうなお話がまずありました。これにつきましては、市長の法律上の身分というのからまず始まりますが、地公法の第3条第3項第1号に定めるとおり、特別職に属する地方公務員となります。つまり、特別職に属する地方公務員は地公法の適用を受けないものとなっておりますので、条例等において、明確な勤務時間の規定はございません。ただし、常識的に考えましても、長の命令により、職員が代わって事務を進めるわけでありますので、一般職の勤務時間に準じて執務することが効率的であるということは言うまでもございません。

また、公の執務に当たっては、時間と場所を選ばず、職員に対しても土日であっても、出勤を命令し、また、早朝でも夜中でも協議調整を行うなど、ある意味、私を顧みることができない場面が多々あります。

また、よくちまたで言われる公私混同とか執務放棄などというようなことは一切ないというふうに自負をしております。

次に、2点目の御質問のふるさと納税の件でございます。

これにつきましては、小宮議員のほうも十分に御存じかと思っておりますけども、総務省のほうから、4月1日に大臣通知が出されております。この大臣通知と申しますのが、返礼品のことについて言及をしたものであります。さらに、総務省のほうとしましては、返礼品をもらった方に対して、一時所得というふうに、これから見ていきますというふうなこともあり、今、返礼品の問題について、見直しを発表された自治体等も既にございます。

また、この問題につきましては、せんだって、対馬市のほうに総務省のほうから取材がございました。ふるさと納税について、総務省、ホームページを持っているわけですけども、返礼品を出していない自治体の考え方というものをホームページに載せ込んでいくというふうな動きもあることもここでつけ加えさせていただきたいと思っております。

3点目の航空運賃の低廉化事業の件でございます。

これにつきましては、3月の議会でも申し上げましたが、この対馬の国境離島活性化の対策の一つとして、航空運賃の低廉化支援制度を国に求めていくためにも、この事業が必要だというふうに考えております。

現在、全日空株式会社様の御協力を得まして、対馬福岡間の航空運賃の低廉化を9月1日から11月30日までの3カ月間行わせていただくことで事業を進めております。

このPRとしまして、先週の6月19日にANAのホームページでプレリリースを行い、6月20日から航空券が販売をされ、7月1日に福岡空港におきまして、チラシ配布等のPR活動というものを行う予定でございます。

航空運賃につきましては、特割が2,000円安くなり、9,500円から購入でき、旅割につきましては、8,000円から8,700円で購入できるというものであります。島外からの旅客者数は例年月平均で約9,900人、1万人が利用されており、この事業を活用して、例年比でも5%以上の利用増が図られるようにというふうな思いを持っております。

先ほど、旅割、特割のお話をさせていただきましたが、対馬福岡間の運賃は御存じのように1万5,900円でございます。運航距離が、これは向こうが出している運航距離でございますが、190キロというふうになっております。キロ当たりの運賃というものが84円となっており、この福岡羽田間におきましては、キロ当たり40円、ほかの主要航空路線と比較しましても割高なキロ当たり運賃単価となっております。この国の施策として、あくまで離島住民に特化したところの離島住民運賃割引制度というものがあるとは思いますが、島外の利用者には適用できないということもあり、島外からの交流人口の拡大を図るための施策として、島外利用者が低廉化の対象となるよう働きかける必要もございます。

今回の実証事業で特割、旅割について、低廉化を行うものでございますが、観光とタイアップをし、対馬の魅力をPRしながら、航空運賃の低廉化を行うことにより、これだけの運賃設定をすれば、島外からこれだけの人が対馬に来島いただけるという実績を持って、支援制度創設に係る基盤づくりを行い、国に働きかけていきたいと考えております。

先ほど申し上げました国の離島住民運賃割引の基準運賃の引き下げ限度額は、キロメートル当たり運賃が41円という設定でございます。これをベースに考えますと、現在の対馬福岡間の普通運賃のキロ当たり運賃が84円で、交流人口拡大のために、このキロメートル当たり運賃の差43円をどうしていくかが課題になると考えております。

今回の実証事業の特割では、特割Cという、ABCのCという区分がございますが、1万1,500円が9,500円の設定で、キロメートル当たりの運賃に直しますと60円が50円となり、旅割ではキロメートル当たり運賃に直すと43円から46円というものになります。現在の島民割引のアイきっぷでは、1万1,200円ということで、キロメートル当たり運賃が

59円でございます。

今後の取り組みとしましては、国境離島新法制定に向けた動きといたしましては、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に関する特別措置法案の素案におきまして、特定国境離島として対馬も位置づけられており、国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化の措置も盛り込まれているところでございます。新法が制定をされ、国の予算がつき、航空運賃の低廉化が実施できるようになったとしても、どこまで低廉化されるかということもございますので、今回行います実証事業のキロメートル当たり運賃をもとに、基本運賃の低廉化を目指していきたいと考えております。

この法案制定を待って、航空運賃の低廉化の動きを行うよりも、先行して実証事業を行うことにより、効果を検証し、その効果をもって、より具体的な国への支援制度の創設を働きかけようとするものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、答弁内容と直接は関係ないかもしれませんが、現在、この対馬にたびたび足を運んでいただいております対馬ファンとも言えますが、哲学者である明治大学特任教授の中沢新一さんが、週刊誌に連載されているアースダイバーという連載がありますが、これにつきましては、対馬に関する記事を9月から4カ月間、時を同じくしてロングランで取り上げていくというふうなお考えもこちらには伝えていただいております。この事業と合わせて、対馬がPRされるということで、御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この1点目の公私についてちょっとお尋ねしたいんですが、この市長の公私については、私が23年の9月の議会で質問したら、市長はこう答えております。

私における公務の時間というのは、ある意味で365日でございますので、勤務時間というものはありません。年休もございません。勤務出勤時間ありません。そういう勤務体系の中で私は就業をしておることを御理解ください。

と、年中無休なんだというふうな御答弁でしたが、このとおり御理解してもよろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 年休というのは全くありませんので、年中、ある意味心としては無休でありますけども、しかし、人間でございます。リフレッシュしなくてはいけないときもございます。年々そのあたりは感じておりますので、一定のときにまとまったお休みを年末年始を含め、もらうこともございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この市民の声にもあったように、この5月9日の件なんですけ

れども、入江さんの一般質問においては、法事があったんだからというお話をされました。しかし、この新しくできる病院、できた病院、これは工事費の約3分の1、約10億は市が負担しておるんです。そして、あの莫大な土地も市が向こうに与えておるんです。そのような事業の中で、出席をされるということは、法事よりもこの公務のほうが大事じゃないんですか、法事よりも。このように大きい事業の式典に出席するほうが。公務のほうを優先すべきじゃなかったんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 両親の祥月が5月でございましたので、また、25、17という節目の5月ということで、私ども親族、その日を早くから設定をさせていただく中で動いてきたところでございます。

個人的なこと、法事よりもというお話でございます。3分の1を負担しているんだからというお話もございましたが、それぞれ両親というものに対しての思いとかいうことも十分わかっていただけではないかと思えます。まして、13番議員さんにおかれましては、二十四、五年前ですか。5月の葬儀の際も、受付等をしていただいたその親父に対しての法事でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 個人的なことはいいんです。これは、確かに案内が出たのは、3月19日付で出欠の案内が出ておるんです。2カ月間あるんだから、法事は1日ずれてもいいんです。前でもいいんです、法事は。仮に、その日に設定をしたとしても、その日に設定をしたとしても、この開院式の式典は11時半には終わっておるんです、式典は。私も会場におったんですけども、中村知事が挨拶しておられました。その前におられました。そして、知事が終わる1分ぐらい前です。ぱっと席を出ていかれた。知事は、挨拶をしながら、ずっと目を追っておりましたよ。わずかそれからすぐ副市長が挨拶をしたんですよ。会場の者から見ると、不謹慎も極まりない。知事が挨拶の途中で出ていくなんてことは考えられないです。そういうことをやってのけるんだから。同じ日にあったとしても、時間を5分、10分ずらせばいいじゃないですか。11時半にセレモニー終わったんだから、その辺の打ち合わせもできなかったんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、知事の挨拶の途中で退席をさせていただいたのは事実であります。

ところが、私、それからさかのぼること10日以上前に、知事と国土交通大臣が対馬に訪問をされた際に、中村知事と2人で3時間半ほどずっと話をした案件がございます。その場におきまして、知事のほうにも、5月9日においては、大変申し訳ないが、10時40分という一つの時

間で退席をさせていただきますのでということは、知事のほうにきちんとお話をさせていただいて、了承はいただいているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 了承をもらうとももらわんじゃなくて、これは市長の完全なる公務ですから、法事は時間を10分、5分ずらせば済むことじゃないですか。なぜ途中で帰ったのか。それはウマの合わない企業団のところには出席したくなかったというのが本当の考えじゃないんですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほども申し上げましたが、3月末ぐらいに、この日程が来たときに、もう既に私はお断りを、バッティングしておりましたし、私はてっきり5月17日がオープンだというふうに自分自身が1月の時点で考えておりましたので、その日程については空けておりました。そういうことで、私事じゃないと言われるかもしれませんが、私が主催する法事とはいえ、親族が集まるその日を設定をして、5月17日にバッティングしないように、自分たちも気をつけたつもりでございますけれども、ふたをあけてみるとその日だったというのが後でわかった次第でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） その後すぐに壱岐に行っておられます、その日の3時の船で行っているわけですから、法事の時間をわずかずらすだけで、仮に対馬のほうが行事は重いんだから、壱岐には代読をした副市長に代わりに行ってもらえば、十分に時間の段取りはできたんじゃないんですか、壱岐に行く時間があるんだから。どうなんですか、そういうところでも考えなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その時点において、五島のほうの日程が決まったかどうかは、ちょっと私も記憶はありませんが、うちが4月25日に始めてから、壱岐、五島、それから宇久、小値賀ですね。というふうな順番で物事が、決起大会がずっと行ったわけですが、順次日程は来ておりましたが、それらについては、手分けをしながらやっていこうということで、副市長とは話しながら手分けをしてきたつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 公務をやれば優先をせんといかんと思いますよ、常識的に考えて。

この2番目のふるさと納税なんですけど、これはできない理由というのが、この12月の、さきの12月のところで、小島議員に対して、このようなできない理由を述べておられます。これは、



経済学者の発言だと思います。すごいです。「国が持っている国税、地方税とか、さまざまな税の形が壊れていく」と、「税というものを大きく間違っははいけない」と、これができない理由なんです。税そのものがおかしいんだという話をされておられます。

このふるさと納税は、住民税の寄附金を拡大した法改正によるものです。それが基本なんです。それが、どのような形で、税が大きく間違っていると言えるのか。どの分が間違っておるんですか、この税法上の。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについても、前回から申し上げてまいりましたが、本来、どこかの自治体で一定の税というものを所得に応じて払わなくてははいけないのは国民の義務だと思います。その仮に東京で払ってるという方が、違うところにふるさと納税をすることによって、返礼品をもらう行為によりまして、その東京都の本来入るべき税というのが入らないということと、その地域での経済活動に本来は使われるべきものが、返礼品で入ってくることによって、その地域の経済との問題が出てくると。だから、このやり方は、物事としておかしいのではないかと。いうふうに、私はずっと感じておりますし、実を申しますと、6月の初旬だったと思いますが、東京のほうで、総務省の自治税務局長が講演を市長宛てにされました。その中でも、このふるさと納税のことについて、やはり4月1日の大臣通知をもとに、自粛をお願いしたいんだということも局長さんも申されております。

これについて、賛成、反対のそれぞれ市長さんの意見というのも出されたというふうな状況であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 要するに、税の体系がおかしいんだということですよね。これは、改正されたのは、地方税法37条の2で改正をされておるわけですが、その手続上問題があると。ただ、寄附金が全てというわけじゃないんです。住民税の限度額があります。住民税の2割までしかできないんです。4月前までは1割だったけども、地方の反応が非常にいいということで1割を2割にしたんです、国が、地方を活性化させるために。だから、2割という枠を設けておるんだから、税的には問題は発生しないんです。ということで法律を改正しとるんだから。もし市長が、その法がおかしいと言うならば、先ほどの税の執行上の問題については、地方自治法の250条の7には、そういう不満があったら訴えてくださいよと、国を相手に。係争の委員会というのがございます。そこに訴えたらいいんじゃないですか、おかしいというんならば。さらに、税法そのものがおかしいんだということであれば、憲法に違反するんだから、日本憲法に違反すれば、98条に違反するんだから、それは正々堂々と裁判所に訴えてみたらどうですが、間違っるとするならば、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ふるさと納税の仕組みを私は言っているのではなくて、返礼品でそれが処理されていくことは、この本来のふるさと納税の税という体系をゆがめていくという意味で、私は説明をさせていただいたつもりです。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 言われるように、この本年の4月1日付で、総務大臣から文書が来てます。この中で、先ほど言われたように、この中に、ふるさと納税について、このような記述があります。これは4月1日の通知です。いいですか。「次に上げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為は行わないようにすること」、次に上げるです。2つあります。「換金性の高いプリペイドカードなど」2番目には、「高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」これはだめなんだと。逆に言うと、これ以外はいいいんです。そのようにして、政府も地方の活性化を図りよるんです。これは法律なんだから、これに沿ってやればいいじゃないですか。自分の思想だけで物事を判断したらいけないと思います。市民のためを思えば、法に従って粛々とやる。それが執行者じゃないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その大臣通知のもう一つ下に書かれている部分が、2,000円という金額がございます。それを除く部分については、一時所得というふうに考えていきますというふうな考えもきちんと示されているという部分です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 一時所得でもいいじゃないですか。そういうふうな形で、物が流通すれば。じゃ、対馬の品をそういうふうにして売らなきゃいけないというけども、長崎県の県自体のホームページは見られたと思うけども、そこには、対馬のこのような品物があるんです、ネットには。なぜじゃ、長崎県のほうになぜ対馬の品物を売るのかと、市の考えと違うんじゃないかと、抗議されたことはあるんですか、ぴしゃっとあります。県は売っておるんだから、対馬の品物を、返礼品として返しておるんです。県に苦情を言ったことがあるんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県のふるさと納税の返礼品のリスト等については、私自身は今初めて知った次第でございます。そこに上がった経緯というのも、ちょっと私のほうには聞いてない部分がございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 聞いてるとか聞いてないじゃなくて、これは既に前からこういうふうにしとるんです。聞いてないと言うならば、これは議会が終わった後にでもいいし、県に

物申さんといかんです。対馬の物を売ってくれるなど。返礼品なんてとんでもないということを、中村知事に言うべきじゃないんですか。今知った時点で、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県が返礼品といいますか、そのリストは別としまして、そういうことを考えていきたいという段階においては、私自身は、それは間違いじゃないかという意見は言わせていただいたことはございますが、今、返礼品の問題については、この議会が終わってから、きちんと県の考え方、私どもの意向というのも伝えていかなくてはいけないのかなと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） よく最近、安倍総理が、この安保関係の法案審議の中でよく言われるんですが、木を見て森を見ずという話をよくされます。1人の考えだけで物事を見るんじゃないで、もっと遠くから見て、そして全体の流れをつかめばいいじゃないですか。皆さんがして、そして地方のためにやりよるんだから、そうしなければ、あらゆる手段を使ってやらなければいけないんです、特に対馬は離島だ。運賃が高い。いっぱいデメリットがあります。そのためには、あらゆる政策、対策を打って取り組むべきじゃないんですか。そうこじやくる必要はないじゃないですか。どうなんですか、考え直す必要はないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このふるさと納税について、また、もうすぐしますと、総務省のホームページにも載ると思いますが、1つの方向は打ち出しているつもりでございますが、皆様方からたびたびこのふるさと納税の利用の仕方という提案がっております。私の考え方というのはそこにありますが、十分に検討をしていきたいとは思っています。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） そうですよ。何でもいいんです。この対馬の活性化につながれば。そういうふうにして、やっぱり物をつくる、物が流れるということであれば、そこにまた雇用が生まれるわけです。先ほどちょっと話がありましたけど、やはりそれなりに検討をお願いしたいと思う。こういう離島だからこそ、あらゆる政策を打つということです。

それと、もう時間がございませんけども、この3番目の航空運賃の低廉化については、全員協議会のときに、市長は、この新しい新法の中で、できる法律の中で、航空運賃低廉化の文面が、文章が入れば、この事業を中止してもいいという発言をされましたが、その考えはどうなんですか、変わりませんか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かにそのように申し上げました。通常国会の期間という当初の定められた範囲内でその形が見えてくればというふうには思います。ただし、もう本日が当初の国会会

期だというふうにも思います。まだ、上程もされてない段階でございます。どうかして、この9月27日までの国会に、この新法については上程してほしいという思いは当然持っておりますが、今の段階において、素案で掲げられた部分と、次の法律制定後の交付要綱の形というものの想定をこちらもいろいろしておりますけども、先ほど、そちらで説明をさせていただいたものが、まずもって基準となっていくものというふうに、こちらも想定をしながら、この事業には進んでおるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 今回、今国会で上程をされるというその時点において、この事業は中止をするということではないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、本日までの当初の期間において、物事がと、いうふうなことも当然考えていかないといけないという思いで私は答えさせていただきましたが、そこまで至っておりませんし、その間、ANAとの交渉は当然進めてきておるところでございます。さらには、旅割60等については2カ月前からの発売というふうなこともあります。これらのことを考えますと、ここで実証をきちんとやって、基本運賃を下げることによって、基本運賃キロ当たり単価と、41円という国が今、私どもに示しておるこの補助単価といいますか、その上の部分についてを補助するという考えでございますので、どのようにすれば基本運賃を下げていけるかということがすごく大事だというふうに考えておりますので、この事業については、現時点においては、進めていかざるを得ない状況になっているというふうに御理解いただければと思います。

○議員（13番 小宮 教義君） 議長、最後ですね。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので、簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 今、今国会に出すように、谷川先生が頑張っておられます。上程をすれば通ると思うんですけども、ここは今まで御尽力いただいた谷川先生の立場もあります。というのは、谷川先生を信用して、この事業を考え直してもいいんじゃないですか。一生懸命頑張っておられるんだから、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 谷川先生を信用してないとか、そういう意味ではなくて、先ほどから申しますように、国が定めている41円という基本運賃との今の84円という、これをどれだけ下げることによって、今後の国も県も市も助かることでありますので、そこを下げるための実証が必要だという話でございます。

○議員（13番 小宮 教義君） 最後、お願いします。

○議長（堀江 政武君） 簡明にお願いします。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） はい。国にお願いをするということは、対馬市だけじゃだめなんです。今回の離島振興においては、新法においては、15の地区がございます。ともにやらなければいけないんです。ほかの15の地区と連携をとって、このモデル事業をやっておるんですか、対馬だけでしょう。どうなんですか。それで終わります。

○議長（堀江 政武君） もう時間ですので、よろしいですか。（「対馬だけなら対馬だけでいい」と呼ぶ者あり）市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国境離島の区域がそれぞれ今示されておりますが、その区域において、私どものような航空体系を持っている離島はそうありません。そのことも御理解いただければと思います。

○議員（13番 小宮 教義君） 終わり。

○議長（堀江 政武君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。2時10分から再開します。

午後1時53分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野でございます。昨日より市長の行政報告、また国境離島特別委員長の報告で、有人国境離島地域保全地域社会維持特別措置法案、いわゆる国境離島新法が今国会に提出される見込みだという報告がありました。この法案の概要は、皆さんも御存じのとおり、国境付近の離島に人が継続的に移住できるよう、国などが地域保全や積極的に関与し、領海や排他的経済水域を保全することを目的としております。

振り返りますと、対馬市合併当時、私を含め数名の議員より、今後の対馬の20年、30年後、この地域社会を維持するためには、1つの自治体では困難であり、国の財政支援が必要であると前市長に訴え、この特別委員会が設置されたいきさつがあります。

あれから約10年、ようやくここまで来ました。特に、対馬市、対馬市議会は、この法案の成立に向けて、今まで先頭を走ってまいりました。今後、成立にはまだまだ一山、二山あるでしょう。市長、対馬のあなたはトップとして、ほかの市町もありますが、今まで私たちがやったこのような一生懸命ほかの地域に先立ってやってきたことを心に秘めて、今後、成立まで頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。